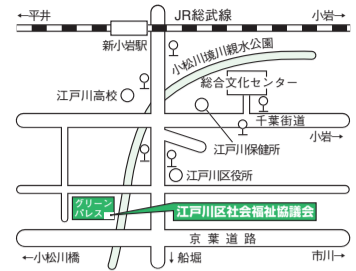


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 149 号
 発行/社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
 〒132-0031
 江戸川区松島1-38-1
 グリーンパレス1階
 電話 03(5662)5557



社協賛助会員募集!

～あなたの会費が地域福祉を支えます～

会費の納入方法

◆民生・児童委員を通じて納入

(お電話いただければお近くの方を紹介いたします)

◆社協窓口へ直接納入

◆郵便振替での納入

<郵便振替口座>

00110-6-65409

社会福祉法人

江戸川区社会福祉協議会

※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してください。

(お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)



会員区分と年会費

★賛助会員 1口500円

★特別賛助会員 年額10,000円以上

※個人、法人、事業所、団体等、どなたでも会員になれます。会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡しします。

《申込・問合せ先》

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

電話 03(5662)5557 FAX 03(3654)2940

社会福祉協議会(社協)は、地域における住民の福祉向上のため、地域の方々とともに、様々な福祉活動を推進する民間の自主的な組織です。

社協の福祉活動を支えている財源は、多くの方々の寄付金と会員会費、そして区からの補助金です。

「社協賛助会員」とは、会費を納めることで、社協が推進する福祉事業を財政的に支え、地域福祉活動に参加する方々のことです。個人・法人・事業所・団体等どなたでも、ご入会できます。

会員募集は年間を通して行っていますが、6月～9月は会員増強期間として、特に力を入れてそれぞれの地域の民生・児童委員さんに賛助会員の勧誘をお願いしています。

賛助会費は社協が地域福祉活動を推進していくうえで、大きな支えとなる財源として、障がいをお持ちの方や熟年者の方などの事業に使われます。(2面で紹介)

ご寄附ありがとうございました!

【一般寄附 令和3年2月1日～令和3年4月30日】

江戸川区立上小岩小学校様	24,457 円
(株)ベルク江戸川臨海店お客様一同様	40,065 円
さつき会様	39,360 円
清新ふたば小学校様	20,000 円
高津 實様	110,000 円
東京都行政書士会江戸川支部様	30,000 円
東京司法書士会江戸川支部様	30,000 円
日蓮宗東京東部社会教化事業協会様	30,000 円
ブリリア大島小松川公園自治会様	3,100 円
渡辺重夫様	10,000 円
鹿骨くすのきカルチャーセンター有志一同様	12,564 円
中央くすのきカルチャーセンター有志一同様	51,945 円
葛西くすのきカルチャーセンター有志一同様	47,625 円
小岩くすのきカルチャーセンター有志一同様	24,253 円
匿名20件	564,000 円

【子ども未来基金 令和3年2月1日～令和3年4月30日】

江戸川区更生保護女性会様	5,700 円(2回分)
(株)森田商事様	100,000 円
田中一郎様	30,000 円(3回分)
(有)エムケーアシスト様	300,000 円(3回分)
匿名7件	211,000 円

★緊急小口資金(特例貸付)

- 対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により減収があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

★総合支援資金(特例貸付)

- 対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※緊急小口資金を利用した翌月も減収または失業した世帯
- 貸付上限額 (二人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内
※貸付期間:原則3か月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要
- 申込・問合せ先
社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
☎03(5662)5587 平日9時～16時

だれもが安心して自分らしく暮らせるまち



令和3年度 事業計画・予算 予算総額 761,223千円 (公益事業会計含む)

(令和3年度事業計画・予算は令和3年3月開催の評議員会で議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社協が契約を結び、福祉サービスの利用手続きや銀行での払い戻し、支払いなどをお手伝いします。



成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立てが円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情に対して、苦情解決委員が中立公正に対応します。(介護保険法及び障害者総合支援法に基づく福祉サービスは除きます。)

おひとり様支援事業

ひとり暮らしの方で、見守ってくれる親族がいない熟年者の方が、住み慣れた地域で安心した生活をおくれるように、江戸川区の事業「マモルくん」(民間緊急通報システム)を利用し、社協が緊急連絡先となって見守りを行います。

- ◆ご利用には要件があります。
 - ◆保証人や身元引受人にはなれません。
 - ◆来所相談の場合は、事前予約をお願いいたします。
- 利用料金等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。安心生活センター ☎ 03(3653)6275

愛の杖贈呈

60歳以上の区民で、杖を必要としている方に歩行補助用の杖を差し上げています。

この事業は、社協に寄せられた寄附金で実施しています。

杖は区内26か所で受取ることができます。

- ★江戸川区社会福祉協議会
- ★なごみの家(区内9か所)
- ★健康サポートセンター(区内8か所)
- ★8か所の熟年相談室(地域包括支援センター)
中央・平井・平井小松川・西瑞江・船堀・東小岩・南小岩・北小岩



心身障がい児(者)親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。
※今年は新型コロナウイルスの影響で、実施については未定。

ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として利用できる軽自動車のハンディキャブを貸出します。



車椅子の貸出

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出しを行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの一時的な利用や、車椅子が必要なご家族が江戸川区を訪れる時なども利用可能です。 ※貸出期間は1日~1か月まで。



生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、使途・目的別の資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。資金種類ごとに条件・基準が定められています。まずはご相談ください。

受験生チャレンジ支援貸付 (塾代、受験料)

一定の収入以下の世帯の受験生を支援するため、学習塾などの費用や受験料を無利子で貸付をしています。(限度額あり)

- 利用に際しては**要件があります。**
 - 高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。
 - 申請には事前相談が必要です。(要予約・令和4年1月末まで)
- 詳しくはお電話でお問合せください。

受験生チャレンジ直通 ☎03(5662)7638 平日9時~17時



<その他の事業>

- ★地域福祉活動団体への助成
- ★歳末たすけあい運動
- ★区からの受託事業 ①なごみの家管理運営 ②くすのきカルチャーセンター管理運営

